# 令和７年度の業務の実績に関する評価（ポイント）

資料１－２

令和７年度の項目別の評価と業務実績は以下のとおり。

## （１）農業信用保険業務

### ①社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け（評価書Ｐ６～９）

【自己評価：Ｂ】→【主務省評価：B】

基金協会を訪問し、スマート農業関係資金の保証状況について意見交換を行うとともに、融資機関に対する資金需要の聴取やスマート農業技術を導入した法人の視察などの情報収集、農林水産省主催のイベント会場におけるスマート農業リーフレットの配布等を実施した。

### ②適切な保険料率の設定（P12～14）

【自己評価：Ａ】→【主務省評価：Ａ】

・　令和８年４月からの段階別保険料率導入に当たり、基金協会でリスク計量化モデル（財務データ等を基に保証希望者ごとのデフォルト確率を定量化する手法）を活用し、保証希望者のリスク判定を適切に行う必要があるため、丁寧な周知・説明並びにＱ＆Ａの作成・提供により基金協会の制度理解を深めた。

・　リスク計量化モデルの活用に当たっては、保証希望者の財務データ等の入力が必要となるため、基金協会の人員体制を踏まえ、経費助成、財務データの代行入力など、実務負担軽減策等を講じた。これにより、制度改正による現場負担を最小限に抑えつつ、信用基金の段階別保険料率を反映した基金協会の段階別保証料率の導入を促進。本中期目標期間中に段階的な保険料率の導入・拡充を進めるとの目標に対し、新たな保険料率体系への円滑な移行を中期目標期間終了まで２年の猶予を残して実現するとともに、農業者の負担軽減に資する効果が高まった。

## ③保険事故率の低減に向けた取組の実施（P15～18）

【自己評価：Ｂ】【困難度：高】 → 【主務省評価：Ｂ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 償還事故率１％以下 | 1.11％ | 90.1％ | 80％以上 100％未満でＣ評価<br>（具体的な業務改善の取組があればB評価） |

・　過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例（カルテ）を作成し、基金協会に提供するとともに、勉強会を実施した。

・　大口保険引受案件の事前協議を全件実施するとともに、要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告等を通じた被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を基金協会に促したことに加え、事故の未然防止を目的として、新たに「被保証者の状況変化時の対応について（手引き）」を作成し、基金協会に提供した。

## ④適切な求償権の管理・回収の取組の促進（P19～20）

【自己評価：Ｂ】 → 【主務省評価：Ｂ】

回収事例（２件）を作成し、基金協会に提供したことに加え、令和６年度に制定した「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン」について、基金協会の全国会議等を通じて丁寧な説明・周知を行った。

**⑤その他事務処理の適正かつ迅速な実施（P21～24）**

【自己評価：Ａ】→【主務省評価：Ａ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 大口引受案件の事前協議：10営業日以内の処理率80％以上 | 100％ | 125％ | 120％以上でＡ評価<br>（質的に顕著な成果があればＳ評価） |

新たに追加された制度資金（家畜疾病経営維持資金におけるクイック融資メニュー、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金）に対応するため、その趣旨を踏まえ、直近３か年の決算書の提出を不要とするなど提出書類の簡素化を実施したほか、通常よりも審査に時間を要することが見込まれたことから、担当職員を増員するなど審査体制を強化し対応した。

## （２）林業信用保証業務

### ①融資機関等に対する普及推進の取組（評価書P29～31）

【自己評価：Ｂ】【困難度：高】 → 【主務省評価：Ｂ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額：66億45百万円 | 65億63百万円 | 98.8％ | 80％以上 100％未満でＣ評価<br>（具体的な業務改善の取組があればB評価） |

・　３か年にわたって実施した林業・木材産業等の事業者の資金ニーズ調査などから制度の普及対象を明確化するとともに、これを踏まえて、融資機関の支店担当者との勉強会や都道府県発行の機関紙等への記事掲載、林業普及指導員対象の全国イベントでのパンフレット配布など、より制度利用者に近い対象者に踏み込んで働きかけを行った結果、人件費や資材価格の高騰、金利上昇等の影響で業界全体が大きく投資を控える厳しい状況下にあって、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額が対前年比で15ポイント増加した。

・　計画にない取組として林業機械メーカーの担当者との意見交換や都道府県の担当者と制度資金の利用促進に向けた情報交換などにも取り組んだ。

### ②社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援（P32～33）

【自己評価：Ｂ】 → 【主務省評価：Ｂ】

・　災害対策保証制度について、制度趣旨を踏まえて林野庁長官による災害指定には速やかに対応した。また、昨年度、対象災害が災害救助法適用災害に拡充されたことを受けて、災害適用公表時には可能な限り速やかにメールマガジンで関係者に周知した。

・　創業等支援保証の保証審査に先立ち、融資機関を通じて事業者が事業計画を作るための助言等を行った。

**③適切な保証料率の設定（P36～37）**

【自己評価：Ｂ】 → 【主務省評価：Ｂ】

・　毎月の業務収支の状況や代位弁済の発生状況について部門内で共有した。

・　保証料率については、保証料率の加重平均と理論値を比較・検証した結果、概ね同水準にあることが確かめられたこと、業務収支については、代位弁済の動向に注視が必要なものの概ねバランスがとれていることが確かめられたことから、現在の保証料率を据え置くこととした。

## ④代位弁済率の低減に向けた取組の実施（P38～40）

【自己評価：Ｂ】【困難度：高】 → 【主務省評価：C】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 代位弁済率２％以下 | 3.27％ | 61.2％ | 80％未満でD評価<br>（具体的な業務改善の取組があればＣ評価） |

・　代位弁済の大宗を占める木材・木製品製造業にあっては、業況の急激な悪化により、倒産件数が対前年比144.0%、負債金額409.7%と、全産業のそれを大きく上回る極めて特異な状況にあった。

　このような厳しい状況下にあって、代位弁済件数の増加率は140％と、木材・木製品製造業の倒産件数の増加割合よりも低い数値に収めたほか、令和７年度は大口の代位弁済（１億円以上）が１先発生したが、これを除けば代位弁済率は1.52％と指標を下回るところ。

・　代位弁済率の低減に向けては、事前相談制度の普及・活用に努めた結果、同相談受付件数が前年度の39件から120件と大幅に増加し、保証引受けの増につながったほか、代位弁済案件に関する事後検討会の開催、原則80％保証の適用による融資機関との適切なリスク分担の確保、リレーション強化として複数県域の融資機関の本支店を訪問・面談し、審査目線の共有化等を図った。さらには融資機関と連携して事業者の状況等の把握に努め、特に慎重な対応が必要な案件についてはバンクミーティング等に積極的に参加するとともに、条件変更等についても柔軟に対応した。

**⑤求償権の回収の取組の実施（P41～42）**

【自己評価：Ｂ】 → 【主務省評価：Ｂ】

・　サービサー（債権管理回収業者）との打合せを適宜行う（令和７年５月、９月及び令和８年２月）とともに、サービサーへの求償権回収の案件委託について、代位弁済の発生状況等を踏まえて計画的に実施した。

・　弁済が滞っている先及び弁済額が弁済能力に比して低調な先に対し催告書を送付するとともに、法的手続の実施など回収方策の見直しを行った。

**⑥その他事務処理の適正かつ迅速な実施（P43～45）**

【自己評価：Ａ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 標準的な処理の期間内の処理率：80％以上 | 100％ | 125％ | 120％以上でＡ評価<br>（質的に顕著な成果があればＳ評価） |

・　作業マニュアルの見直し等により事務の信頼性・正確性の確保や効率化に向けた体制を整えるとともに、融資機関に対する文書発出により適切な債権保全への対応を促した。

・　計画にない取組として、手形交換所廃止の動きを見据えて当座貸越根保証の商品性改善を行い、関連規程等について年度末を待たず令和７年12月に速やかに改正した。

　手形貸付の代替貸付方式としてだけでなく、新規の当座貸越契約利用者についても本制度の利用が考えられ、今後の保証引受けの増加が期待される。

## （３）漁業信用保険業務

### ①社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け（評価書P48～50）

【自己評価：Ａ】【困難度：高】→【主務省評価：Ａ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 保険引受残高2,000億円の確保 | 2,014億円 | 100.7％ | 100％以上でＡ評価 |

「海業」、「スマート水産業」を重点的引受対象の主軸として、水産庁及び関係機関からの情報収集や、基金協会向け勉強会の開催、事業参考の「海業ブックレット」の作成により、漁業経営改善制度等の施策と連動した実効性の高い引受推進を実現した。

### ②適切な保険料率の設定（P53～54）

【自己評価：Ａ】→【主務省評価：Ａ】

- 保険料率算定委員会において保険料率水準を点検し、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等を勘案した保険料率の設定を行った。
- さらに、これまでの資金別の料率だけでなく、各所の意見を集約し、新たに「近代化資金の補完融資」及び「日本政策金融公庫との協調融資」部分の保険料率に着目し、より合理的な料率適用及び制度利用の促進を図るため、令和８年４月から、より低利な近代化資金の保険料率を適用することとした。

## ③保険事故率の低減に向けた取組の実施（P55～57）

【自己評価：Ａ】【困難度：高】 → 【主務省評価：Ａ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 償還事故率３％以下 | 1.01％ | 297％ | 100％以上でＡ評価<br>（質的に顕著な成果があればＳ評価） |

・　保険引受けから期中管理に至る一連の業務を通じて事故率の低減を図るため、①グループ内の情報、調書等の共有、蓄積、他部門との勉強会の開催、②「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」の作成、提示により信用基金及び基金協会双方の審査水準の向上と、期中管理の高度化に向けた取組を実施。

・　令和６年度の延滞率分析結果を踏まえ、既往の期中管理を維持している県域の中から延滞率の高い２基金協会を選定し、関係機関と作成した共通ヒアリングシートを活用し実態把握を行った。その結果を踏まえ、期中管理の向上に資する気づきや改善の着眼点を当該基金協会へ共有し、期中管理体制の改善を促した。

## ④適切な求償権の管理・回収の取組の促進（P58～59）

【自己評価：Ｂ】 → 【主務省評価：B】

固定化した求償権の償却・管理停止を適切に進められるよう、実務上の参考となるガイドラインを作成し、基金協会へ提供するとともに、基金協会の会議等へ出席し周知のための説明を行った。

## ⑤その他事務処理の適正かつ迅速な実施（P60～62）

【自己評価：Ａ】 → 【主務省評価：Ａ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 標準的な処理の期間内の処理率：80％以上 | 100％ | 125％ | 120％以上でＡ評価<br>（質的に顕著な成果があればＳ評価） |

事務手続きの簡素化に関するアンケートを実施し、漁業保証保険システムの見直し（求償権回収報告・回収額チェック機能の追加）等相互事務を省力化。

## （４）農業保険関係業務（評価書P63～64）

【自己評価：Ｂ】 → 【主務省評価：B】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 標準的な処理の期間内の処理率：80％以上 | ― | ― | 貸付実績なし |

・　業務の役割や手続を周知するため、農業保険関係業務の概要や貸付金利等の情報をNOSAIイントラネットに掲載するとともに、農業共済団体の会議において説明した。
・　利用者ニーズを把握するため、農業共済団体に借入見込みを照会するとともに、収入保険事業の収支見通しを毎月入手した。

## （５）漁業災害補償関係業務（評価書P65～66）

【自己評価：Ａ】 → 【主務省評価：Ａ】

| 定量的指標 | 令和７年度実績 | 達成度合 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 標準的な処理の期間内の処理率：80％以上 | 100％ | 125％ | 120％以上でＡ評価<br>（質的に顕著な成果があればＳ評価） |

市中金利が上昇傾向にあり、本来であれば市中金利の上昇を踏まえて貸付金利を引き上げるところ、漁業共済団体にとって過度な負担とならないことを重視して、信用基金にとって利ざやが縮小することになるものの、貸付金利を据え置くこととした。

**（６）業務運営の効率化**

**・デジタル化の推進（評価書P72～74）**

【自己評価：Ａ】 → 【主務省評価：Ａ】

本中期計画期間において情報システムのクラウド化に向けた検討を進め、次期中期計画期間である令和10年度以降にクラウド化に着手するという計画に対し、信用基金の社会的使命を果たす上で、業務の安定的かつ継続的な実施が最重要であるとの判断の下、ＣＩＯ補佐官等の専門的知見も活用しつつ、計画を大幅に前倒しし、本年度からクラウド基盤の構築に着手することを決定。

信用基金全体で共通利用可能なクラウド基盤の構築に係る調達を完了し、設計・開発に着手するなど、構想・検討段階にとどまらない具体的な取組を実行に移している。

**（７）その他中期目標を達成するために必要な事項**

**・職員の人事に関する計画（P91～94）**

【自己評価：Ａ】 → 【主務省評価：Ａ】

新たな人事評価制度については、「人材の育成・確保に関する方針」（令和５年５月）を踏まえ、

①役職ごとの役割を明確化、目標や役割を認識しやすくするため「役割定義書」を策定し、

②「人事評価の透明化、公平性の確保」として、直接の上司を１次評価者、最終的に人事委員会の決定を得るという公平感のあるプロセスを導入する、

など、上記方針を具現化する取組を次々に実行に移した。

人材の確保・育成の面では、上記方針に基づき、計画的な採用活動を実施するとともに、大学等への積極的なＰＲ活動を行いつつ、若手職員を動員した業務説明会を複数回実施（令和６年度５回、令和７年度10回）するなど、信用基金の業務内容や魅力を発信した。その結果、前年度を大きく上回る応募者（応募者数：令和６年度34名、令和７年度109名）が得られ、意欲ある人材の確保につながった。